

コミュタン福島学習パネル貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、福島県環境創造センター（以下「センター」という。）が保有するコミュタン福島学習パネル（以下「パネル」という。）及びパネルデータの貸出について、必要な事項を定めるものとする。

(貸出申請)

第2条 パネル及びパネルデータの貸出申請については、次の各号による。

- (1) パネルの貸出しを受けようとする者（以下「借受人」という。）は、コミュタン福島学習パネル借用申請書（様式1）（以下「申請書」という。）により、申請するものとする（メール・FAXによる申請も可）。
- (2) 申請書の提出は、原則として、借り受けようとする日（センターからパネルを搬出する日のことを指す。）から3週間前までに行うこと。

(貸出承認)

第3条 貸出の可否については、センターよりコミュタン福島学習パネル貸出通知書（様式2）にて借受人に通知する。

- 2 センターは次の各号のいずれかに該当する場合を除き、パネルの貸出を承認する。
 - (1) 福島県の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれの有るとき。
 - (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
 - (3) 事業の目的が主として宗教活動、政治活動又は営利活動であると認められるとき。
 - (4) パネルの閲覧の対価として入場料、会費等を徴収するとき。
 - (5) その他、センターがパネルの貸出について不適當であると認めるとき。

(パネルの貸出方法)

第4条 パネルの貸出方法については、次の各号による。

- (1) パネルの送付は、発送またはセンターでの引き渡しとする。
- (2) センターからパネルを発送する場合、発送に要する経費は借受人が負担すること（着払い）とする。
- (3) 借受人はパネルの到着後、確認を行い、不備等があった場合は、速やかにセンターに連絡する。
- (4) 借受人より不備等の連絡があった際は、センターは速やかに代替品を借受人に再送するものとする。この場合、発送に要する経費はセンターが負担する。

(パネルの返却方法)

第5条 パネルの返却方法については、次の各号による。

- (1) 借受人は、借用期間最終日から数えて3日以内（必着）にセンターにパネルを返却しなければならない。
- (2) 発送により返却する場合、発送に要する経費は借受人が負担するものとする。

(パネルデータの貸出方法)

第6条 パネルデータの貸出方法については、次の各号による。

- (1) 貸出データの送付はメールにて行う。
- (2) 借受人は貸出データ受領後、確認を行い、不備等があった場合は、速やかにセンターに連絡する。
- (3) 借受人より不備等の連絡があった際、センターは速やかにパネルデータを再送するものとする。
- (4) 借受人は、借用期間終了後直ちにパネルデータを破棄しなければならない。

(貸出料)

第7条 貸出料は、無料とする。

(遵守事項)

第8条 借受人が遵守すべき事項は、次の各号による。

- (1) 借受人は、パネル及びパネルデータを第三者に転貸してはならない。
- (2) 借受人は、申請書に記載した借用目的以外の目的にパネル及びパネルデータを使用してはならない。
- (3) パネルの展示について広報する際は、福島県環境創造センター提供の旨を記載しなければならない。
- (4) パネルの内容についての意見等は一切受け付けない。
- (5) 借受人は、パネルデータの複製及び変形をしてはならない。

(承認取消)

第9条 借受人が前条に定める事項を遵守しなかった際は、貸出承認を取り消す。この場合、借受人に損害が生じても、センターはその責めを負わない。

(借受人の責務)

第10条 借受人が借用に際して負うべき責務は、次の各号による。

- (1) 貸出期間中の管理は、借受人の責任において適切に行うこと。
- (2) 借受人は、パネルを破損し、又は紛失したときは、借受人の負担において原形に復し、又は現品を持って弁償しなければならない。ただし、センターが特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(借用報告)

第11条 借受人は、貸出期間終了後は速やかにコミュタン福島学習パネル借用報告書(様式3)を提出すること(メール・FAXによる提出も可)。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、必要に応じてセンターと借受人が協議の上、決定する。

附 則

この要領は、令和6年4月17日から施行する。

コミュタン福島学習パネル借用申請書

年 月 日

福島県環境創造センター所長 様

住 所 _____

所 属 名 _____

代表者氏名 _____

担 当 者 名 _____

電 話 番 号 _____

コミュタン福島学習パネルを借用したいので、下記のとおり申請します。

記

1 借 用 目 的 _____

2 借 用 場 所 _____

3 借用希望期間 _____年 月 日 () から _____年 月 日 ()

4 借用希望方法

パネル パネルデータ (どちらかに○をつけてください)

5 遵守事項

- (1) 借受人は、パネル及びパネルデータを第三者に転貸してはならない。
- (2) 借受人は、申請書に記載した借用目的以外の目的にパネル及びパネルデータを使用してはならない。
- (3) パネルの展示について広報する際は、福島県環境創造センター提供の旨を記載しなければならない。
- (4) パネルの内容についての意見等は一切受け付けない。
- (5) 借受人は、パネルデータの複製及び変形をしてはならない。

【申請先】

福島県環境創造センター 総務企画部 企画課
〒963-7700 福島県田村郡三春町深作 10 番 2 号
電話：0247-61-6128/FAX：0247-61-6119/E メール：kansou-kikaku@pref.fukushima.lg.jp

様

福島県環境創造センター所長

コミュタン福島学習パネル貸出通知書

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、下記のとおり貸出しますのでお知らせします

記

- 1 貸出物品 コミュタン福島学習パネル
- 2 貸出期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 遵守事項
 - (1) 借受人は、パネル及びパネルデータを第三者に転貸してはならない。
 - (2) 借受人は、申請書に記載した借用目的以外の目的にパネル及びパネルデータを使用してはならない。
 - (3) パネルの展示について広報する際は、福島県環境創造センター提供の旨を記載しなければならない。
 - (4) パネルの内容についての意見等は一切受け付けない。
 - (5) 借受人は、パネルデータの複製及び変形をしてはならない。

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、次の理由により貸出しを行うことができないことを通知します。

【貸出しを行うことができない理由】

コミュタン福島学習パネル借用報告書

年 月 日

福島県環境創造センター所長 様

住 所 _____

所 属 名 _____

代表者氏名 _____

担 当 者 名 _____

電 話 番 号 _____

コミュタン福島学習パネルの借用について、下記のとおり報告します

記

1 借 用 目 的 _____

2 借 用 場 所 _____

3 借 用 期 間 _____ 年 月 日 () から _____ 年 月 日 ()

4 実 績 ※閲覧者数やアンケート結果、使用の感想等について記入して下さい。

5 パネルデータ破棄日 _____ 年 月 日 ()

【提出先】

福島県環境創造センター 総務企画部 企画課

〒963-7700 福島県田村郡三春町深作 10 番 2 号

電話：0247-61-6128/FAX：0247-61-6119/Eメール：kansou-kikaku@pref.fukushima.lg.jp

実際の様子（写真を添付してください。）

